

第 3 0 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

1 平成29年 1月31日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「2016年12月19日の名教労の市教委交渉」に関して、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 市教委が作成した回答書（宛先を明示すること）とその決裁書、交渉出席者の手持ち資料（以下「本件請求文書①」という。）

(2) 交渉の時間、会場、市教委出席者の職名・氏名がわかるもの（以下「本件請求文書②」という。）

2 同年 2月24日、実施機関は、本件請求文書①のうち、「市教委が作成した回答書の決裁書」（以下「本件対象文書」という。）及び「交渉出席者の手持ち資料」並びに本件請求文書②は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年 4月 3日、審査請求人は、本件処分のうち、本件対象文書を非公開とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求に対して、本件処分のほかに「回答書（請求に係るもの）」を特定し、公開決定を行っているが、本件審査請求は、本件処分を特定して行われたものである。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を公開しない理由として、作成しておらず、文書が不存在であるためと主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 行政の意思決定は、すべて文書の決裁により行うわけではなく、会議や

決裁権者への調整によって行う場合もある。この点、本件公開請求に係る回答書については、決裁権者への調整によって意思決定を行った。

- (2) したがって、回答書は存在するが、決裁書は作成されておらず、文書不
存在であるため本件非公開決定を行ったものである。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとともに、是正するべしとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張して
いる審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 登録職員団体である名古屋市教職員労働組合が名古屋市教育委員会教育
長に要請した定期交渉の、「交渉申入書」に対する「回答書」とその決裁
書等を公開請求したところ、決裁書等は「不存在」とされた。「回答書」
の決裁書が「不存在」ということは許容されるべきことではない。

- (2) 内容や重要度により様々なレベルの決裁があるのだろうが、本件は、職
員団体の教育長に対する対等な交渉の要求に関するものである。手続も内
容も厳格であるべきものである。

- (3) 団体広聴制度による任意団体の要請も、市長が文書決裁している。登録
団体への「回答書」に対して文書決裁するのは当然である。文書決裁がな
ければ、決裁の客観的な証明は不可能になる。いかなる場合にも、決裁の
事実文書で記録すべきものとする。

- (4) 決裁権者が誰なのかが分からない。「回答書」には作成担当部署も作成
日も表記されていない。これでは、どこに権限と責任があるのか、全く分
からないだけでなく、そもそも決裁されているのかどうかさえも不明であ
る。別件から推測するに、本件の決裁権者は教職員課長と思われるが、職
員団体の交渉要求文書の宛先は、どの団体も教育長である。当然、教育長
が文書決裁をするべきである。

- (5) 情報提供文書には決裁書があるが、職員団体の回答書に決裁書がないと
はどういうことか。会議で決定しようと決裁権者との調整であろうと、決

裁は書類で残すべきである。ないものはないという結論は分かっているの
で受け入れざるをえないが、このようなことはおかしいということを答申
してほしい。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の
知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の
保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が
全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性
の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事
案を判断する。

3 本件対象文書について

(1) 平成28年12月19日に、実施機関は、地方公務員法（昭和25年法律第 261
号）第55条に基づき、登録を受けた職員団体である名古屋市教職員労働組
合（以下「本件組合」という。）との交渉（以下「本件交渉」という。）
を行った。本件対象文書は、本件交渉の際に、実施機関が本件組合に対し
て行った回答の決裁書である。

(2) 当審査会の調査によると、本件対象文書に関し、次の事実が認められる。

ア 実施機関は、職員団体から適法な交渉の申入れがあった場合、その申
入れに応じ、職員団体との交渉を行うが、交渉にあたっては、議題、時
間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めている。

イ 本件交渉では、実施機関が本件組合に対し、あらかじめ決められ
た議題について口頭による回答を行った。当該回答の内容は、その項目
も含め、実施機関内部で打合せを行い、口頭による調整で意思決定され
たものであり、文書による意思決定は行われていない。なお、この口頭
による調整での意思決定は、本件組合に限らず、他の職員団体との交渉
でも同様に行われている。

ウ 本件交渉に出席した実施機関の職員は、上記イの口頭による回答を行うに際し、自己の職務の遂行の便宜のために利用する資料として、回答の内容を記載した文書を携行した。当該文書は、本件交渉における実施機関の回答内容が記載された文書として、本件交渉後に実施機関で組織的に管理されており、「回答書（請求に係るもの）」として審査請求人に公開されている。

4 本件対象文書の有無について

(1) 上記 3 (2)イのとおり、本件交渉における回答の意思決定方法について、実施機関の説明は、口頭による調整であって文書によるものではないと一貫しており、実際の事務運用がこの説明に反するという明確な根拠は認められない。

(2) また、本件対象文書は存在しないことについての実施機関の説明に不合理な点はなく、これを覆すに足る事実も認められない。

(3) したがって、本件対象文書は存在しないと認められる。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成29年 6月 8日	諮問書の受理
7月 7日	弁明書の受理
8月21日	反論意見書の受理
令和 2年 3月16日 (第10回第 3小委員会)	調査審議
8月21日 (第14回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取

10月16日 (第15回第 3小委員会)	調査審議
12月18日 (第16回第 3小委員会)	調査審議
令和 3年 1月 4日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人